

不妊・不育症の治療費を助成します。

特定不妊治療費の助成

▼対象となる治療

体外受精・顕微授精（混合診療を除く）

▼助成対象者

町内に在住し、平成27年度に神奈川県特定不妊治療費助成費の交付決定を受けた方。（夫婦合計所得額が730万円未満の方）※申請は平成28年3月31日（木）までとなります。

▼助成額 上限10万円。（県の助成額が75,000円の場合は、上限5万円）

不育症治療費の助成

▼対象となる治療

不育症専門の医療機関による治療（混合診療を除く）

▼助成対象者

町内に在住し、平成27年度に指定医療機関にて不育症の治療を完了した方。（夫婦合計所得額が730万円未満の方）

▼助成額 上限10万円。

※両助成とも、1年度につき1回限りで、通算して5年を限度とします。

※不育症は、不妊症とは違い妊娠はするけれど、流産や死産を繰り返す、胎児が育たない状態をいいます。町では治療費を助成することで、より安全・安心な妊娠、出産に役立てる適切な支援をしていきます。（妊娠が継続できなかった原因がはつきりすると、治療により妊娠を継続することができるようになります。）

まずは専門医に相談をしてください。

☎内線308 スポーツ健康課

3月は自殺対策強化月間

“あなたにも 守れる『いのち』がそこにある”

町のスローガンは平成25年度に公募し決定しました。

自殺の多くは、様々な悩みや問題を一人で抱えるうちに複雑化し、心理的に追い詰められた状態から起こると言われています。

それは決して特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。

町では期間中、公共施設などに横断幕・のぼり旗を設置したり、スローガンを書いたステッカーを貼った公用車を走らせて、キャンペーンを行います。

いつもよりほんの少し、自分自身や大切な人の「こころの声」に、耳を傾けてみませんか。



▲キャンペーンのステッカーやのぼり

☎内線309 スポーツ健康課

こんにちは 保健師です 「0・1・2歳児の事故を防ぐために」

小さいお子さんの事故防止について、日ごろから備えておきましょう。

12歳以下の事故の中でも、0〜2歳が約4割を占めており、ちよūd歩き始めるころに、最も注意が必要と言えます。子どもの事故は、年齢や発達により事故の内容が異なります。

4か月になると手に触れるものを握ったり、舐めたりして遊ぶようになり、その後は、寝返り、ハイハイ、つかまり立ちができ、指で物を上手につかむようになるので、何でも口に持っていくきます。

この頃は発達も早く、昨日まで出来なかったことが急にできるようになることから、対応が遅れがちになることがあります。さらに、1〜2歳では1人で歩行できるようになり、行動範囲も広がります。

たとえば・・・
0歳…大丈夫と思って大人のベッドに寝かせていたところ転落1歳すぎ…ベビーゲートがはずれて「階段」から転落／「風呂場」のドアがあいているところから入り、「残り湯のある浴槽」に転落／「机・テーブル類」か

らの転倒／「自転車の子どもシート」からの転落／「タバコや医薬品」など危険なものを口にいられてしまう誤飲

事故を防ぐために、赤ちゃんの行動範囲に危険物が無いか、同じ高さの視線でチェックしておきましょう。

○こんなときにはまず119番！
意識がない／けいれん／のどに詰まらせて苦しい／広範囲・痛みひどい火傷／全身のじん麻疹で顔色が不良／おぼれ・転落・誤飲などの事故

○対応に迷うときは、
電話#8000（全国共通小児救急電話相談）神奈川県では毎日18時から0時まで対応
○タバコ、医薬品、ボタン電池などの誤飲は、
☎072-1727-2499
大阪中毒110番 24時間対応



☎内線310 スポーツ健康課 吉田